

ちばの子育て家庭優待カード「チーパス」 4月から電子版「チーパス」を配信開始

県では、結婚から妊娠・出産、子育てまでの情報を提供する「チーパス・スマイル」(専用ホームページ、スマートフォン用アプリ)の運用開始に併せて、電子版「チーパス」の配信を開始しました。

対象 妊娠中の方、18歳未満のお子さんがいる世帯※一番年下のお子さんが18歳に達する日以後最初の3月31日まで利用可

利用方法 パソコン・スマートフォンで専用ホームページやアプリ「チーパス・スマイル」から利用登録(QRコード参照)

※カード形式の「チーパス」を希望する方は、保育課・にこにこ広場・市民課・各行政サービスセンターで受け取ることができます。受け取る際は母子手帳(妊娠中の方)またはお子さんの健康保険証をお持ちください。

☎ 保育課・内線322、千葉県子育て支援課 ☎043-223-2589



▲アプリダウンロード (iPhone)



▲アプリダウンロード (Android)



▲専用ホームページ

子育てを応援！ 子育て支援施設に遊びにきませんか？

子育て支援施設は、乳幼児を子育て中の親が子どもと一緒に自由楽しく遊びながら交流を持ち、子育てについて学び合える場所です。地域の方とも連携し、子育て相談や情報提供、講習会を実施しています。



新設される子育て支援施設

7月1日(木)午前10時オープン！
川村学園女子大学附属保育園子育て支援センター「かわむらんど」(私設)

開館日時 月～金曜日午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時※利用区分あり※イベントにより土曜日開館の場合あり

場所 下ケ戸997の2※駐車場あり

☎ 川村学園女子大学附属保育園 ☎7183-5995

すでに開館している子育て支援施設

活動内容など詳しくは市ホームページや毎月のお便りをご覧ください。

子育て支援センター「にこにこ広場」(公設)

開館日時 月～土曜日午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時※利用区分あり

場所 本町3の2の1(アビイクオーレ2階)

☎ にこにこ広場 ☎7185-8882

◎情報コーナー(アビイクオーレ2階)もご利用ください！

利用日時 月～金曜日午前10時～午後5時※祝日を除く

☎ 子育て支援センター ☎7185-1915

湖北台保育園子育て支援センター「すまいる広場」(公設)

7月1日から湖北台保育園内に移転！(旧わくわく広場)

開館日時 月～土曜日午前10時～午後0時30分、午後1時30分～4時※利用区分あり

場所 湖北台3の1の16

☎ すまいる広場 ☎7185-2196

湖北台保育園子育て支援センターの愛称が決定！

選考の結果「すまいる広場」に決まりました。たくさんのご応募ありがとうございました。

出前保育るんるんパーク

地域の公園に出向き、子どもや親同士の交流を支援するとともに、親子遊びなどを紹介しています。

日程など詳しくは市ホームページ(QRコード参照)や広報あびこなどでご確認ください。

☎ 子育て支援センター ☎7185-1915



すこやかちゃん



いずみ みと
和泉 美杜ちゃん
(東我孫子・1歳3カ月)

♡美杜ちゃんが笑うと皆も楽しい♡元気いっぱいあそんで心も体も、おおきくなーれ☆



たけい りく
武井 凌空ちゃん
(我孫子・1歳2カ月)

ニコニコの食いしん坊は、いつもごはん大盛！自粛が終わったら、たくさんお出かけしようね！

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親・ふたり親子育て世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少などの影響を受けた子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

支給対象 18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童(障害がある児童の場合は20歳未満)

ひとり親世帯向け

令和3年4月分の児童扶養手当受給者には、5月11日支払いの児童扶養手当と同じ口座に振り込み済みです。**4月分の児童扶養手当を受給していない方は申請が必要です。お問い合わせください。**

◎4月分の児童扶養手当の受給がない方…公的年金などの受給により児童扶養手当が全額停止になっている方や、児童扶養手当は所得制限により全額停止となっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、児童扶養手当の所得制限基準まで収入が下がった方が対象です。

受付期間 令和4年2月28日(月)まで

ふたり親世帯向け

令和3年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方(未申告者を除く)は申請不要です。対象者には通知書を送付し、児童手当または特別児童扶養手当の登録口座に振り込みます。**下記に該当する方は申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。**

申請が必要な方 次のいずれかに該当する方

①令和3年4月分以降の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者で、家計急変者②令和3年3月31日時点で、平成15年4月2日～平成17年4月1日の間に出生した児童(高校1～3年生に相当する年齢)を養育する方または令和3年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った方で、家計急変者または住民税非課税者

※家計急変者…新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降に家計が急変し、令和3年度の住民税均等割額が非課税の方と同様の事情にある方

※住民税非課税者…令和3年度の住民税均等割が非課税の方(未申告者を除く)

申請方法 必要書類(子ども支援課で配布。市ホームページからダウンロード可)を郵送・持参。〒270-1192市役所子ども支援課(住所省略可)

受付期間 8月2日(月)～令和4年2月28日(月)(予定)

☎ 子育て世帯生活支援特別給付金専用ダイヤル(子ども支援課内) ☎7185-1172

夏祭りなどのイベントを中止

新型コロナウイルス感染症の影響により、下記のイベントを中止します。

・柴青睦～天王台ふれあい夏祭り
・天王台地区市民まつり&盆踊り

☎ 商業観光課・内線691

・手賀沼花火大会

東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、十分な警備体制の確保が困難であることおよび新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、開催を中止します。